

USTR、知的財産権侵害市場についての報告書を公表

2011年12月22日

JETRO NY 諸岡

米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) は12月20日、「Out-of-Cycle Review of Notorious Markets」と題した報告書を公表した¹。

USTRは、1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定する「スペシャル301条報告書」を毎年公表している。今回公表された報告書は、広く周知を図り適切な執行を促す観点から、従来「スペシャル301条報告書」に含まれていた内容を切り出し、別報告書として公表するものであり、第2回目の公表にあたる²。

当該報告書にはインターネットのサイトや実際に存在する模倣品市場など合計33の市場が挙げられており³、うち15は実際に存在する模倣品市場。報告書に挙げられたインターネットのサイトは様々な国があるが、実際に存在する模倣品市場はアジアと中南米のみ。

なお、当該報告書においては改善がみられた市場についても述べられており、例えば中国の検索サイトである「Baidu(百度)」は、米国などの権利者側とライセンス交渉に入ったとして、リストから外されている。

(了)

¹ [Out-of-Cycle Review of Notorious Markets 報告書\(PDF\)](#)

² 第1回目の報告書は2011年2月に公表されている。

³ 当然のことながら、世界中の模倣品市場を網羅しているわけではない。また、米国政府による各市場の分析・評価は毎年4月下旬頃に公表される「スペシャル301条報告書」においてなされる。